

千葉県産業支援技術研究所機器設備使用要領

（目的）

第1条 この要領は、千葉県産業支援技術研究所使用規則（平成15年規則第70号）第7条の規定により、研究所の機器設備の使用に関して必要な事項を定める。

（使用可能日及び時間）

第2条 機器設備の使用可能日は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く平日とし、使用時間は午前9時から午後4時30分までとする。

（使用承認）

第3条 所長は、機器設備の使用の申請があった場合でも、次による場合には承認しないことができる。

- （1）機器設備に損傷を与えると認められるとき
- （2）管理上支障があるとき
- （3）その他所長が不適當であると認めるとき

（使用心得）

第4条 機器設備の使用に当たって使用者は、研究所職員（以下「職員」という。）の指示に従うものとする。

- 2 使用者は、善良なる注意をもって機器設備を使用し、終了後は使用前の状態に復し、職員の点検を受けるものとする。
- 3 使用者は、機器設備を汚損又は毀損破壊したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 機器設備の使用における災害については、使用者の責任において措置するものとする。
- 5 所長は、使用者の秘密保持のため、日時等を限定し関係者以外の試験室への入室を禁ずることができる。

（使用料）

第5条 機器設備の使用料は、別表に掲げる単価に貸付時間に乗じて得た額及び機器調整費の合算額とする。ただし、研究所で指定する消耗品は、使用者が使用料とは別に負担するものとする。

- 2 次の各号に該当する場合に所長は、当該機器設備の使用終了後に、使用者に使用料を納付させることができる。
 - （1）使用料をあらかじめ算定することが困難なとき
 - （2）使用者が緊急を要する事由を有するとき
 - （3）前二号の機器が含まれる複数の使用の場合
 - （4）その他、所長があらかじめ徴収することが適当でないと認めるとき
- 3 前項の各号に該当する使用料の納付期限は、納入通知書の発付の日から30日以内とする。
- 4 公益上又は特別の理由があると認められる場合に所長は、使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既納の使用料は、還付しない。ただし、所長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(延滞金)

第6条 所長は、使用者が使用料を納入すべき期限までに納入しない場合には、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、所長がその都度定めるものとする。